

台風第19号により被災された県民の方に 県営住宅を一時的に無償提供します

(第二次公募・先着順)

【対象となる方】

県内で台風第19号により住宅が被災し、市町村の発行する「り災証明書」で被害が確認できる方が対象です。

「り災証明書」がなくても、被災の状況をお伺いして申し込みは受け付けます。その場合「り災証明書」の発行後、速やかに提出していただく必要があります。

【入居できる住宅及び要件等】

次の住宅に入居が可能です。住宅一覧は、別紙「提供予定の被災者向け住宅一覧（第二次公募）」を御覧ください。

なお、各住宅の使用料は無料ですが、共益費等を御負担いただきます。

住宅の区分	所在地	無償での一時使用期間
県営住宅	水戸市、日立市、北茨城市、高萩市、城里町、ひたちなか市、東海村、鹿嶋市、神栖市、潮来市、稲敷市、土浦市、つくば市、阿見町、龍ヶ崎市、笠間市、筑西市、下妻市、桜川市	6ヶ月 ※被災者の実情に応じて延長可能。(最長1年間)

※ 入居可能な住宅が追加になる場合があります。

【入居申込みについて **第二次公募**】

入居申込書に必要事項を御記入いただき、下記窓口までお申し込みください。

(郵送・ファックス・電子メール可)

【申込窓口】

(一財) 茨城県住宅管理センター 水戸センター

(〒310-0062 水戸市大町3-4-36 大町ビル2階)

TEL: 029-226-3350, FAX: 029-233-2424, メール: gyomu@i.jkc.jp

同 日立センター (〒317-0065 日立市助川町1-8-15 ブルーバード学園ビル1階)

TEL: 0294-32-7361, FAX: 0294-87-6612, メール: hitachi@i.jkc.jp

同 つくばセンター (〒305-0034 つくば市小野崎260-1 ヒロサワつくばビル1階)

TEL: 029-853-1370, FAX: 029-879-7701, メール: tsukuba@i.jkc.jp

【募集期間】

令和元年10月25日(金)から11月25日(月)まで

【入居住宅の決定について】

入居申込書に御記入いただいた内容をもとに、先着順で入居住宅を決定します。

なお、部屋を個別に指定することはできませんので御了承ください。

【入居可能日】

入居決定後、順次入居の御案内をいたします。

なお、住宅によっては、入居にあたって修繕が必要な場合があるため、入居までお待ちいただくことがありますのでご了承ください。

【注意事項】

- (1) 各住宅とも、敷金、退去時の修繕、連帯保証人は免除します。ただし、緊急連絡先の登録は必要となりますので御了解ください。
- (2) 基本的に現状のまま入居していただきます。住宅は、前の退去者が退去したままの状態となっていることもありますので、各自で入居前清掃が必要な場合があります。
- (3) 浴槽、風呂釜は住宅管理者が設置しますが、住宅によっては入居後の設置となる場合があります。
- (4) ペットの飼育は禁止となっています。
- (5) 無償提供期間は、応急修理が完了し速やかに自宅に戻るまでとなります。(災害救助法による「応急修理制度」を利用する方の場合)

【その他】

- (1) 入居申込み後、入居を辞退する場合はお手数ですが御連絡ください。
- (2) 市町村営住宅への入居を御希望の場合は、お住まいの市町村へ御相談ください。
- (3) 「提供予定の被災者向け住宅一覧（第二次公募）」は随時更新します。詳しくは県住宅課のホームページでご確認ください。

県住宅課ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/jutaku/taifu19gou-1.html>

【お問い合わせ先】

- (一財) 茨城県住宅管理センター (県営住宅指定管理者)
水戸市大町3-4-36 大町ビル2階
電話 029-226-3603
ホームページ <http://www.ijkc.jp>
- 茨城県土木部都市局住宅課 (住宅管理・滞納対策担当)
茨城県水戸市笠原町978番6
電話 029-301-4750
ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp>

相談時間：午前8：30～午後5：15（土、日、祝日除く）